

平成 30 年度の主な変更点について

○微小粒子状物質の観測局の追加

平成 30 年度から、富山水橋観測局（富山市水橋畠等）において微小粒子状物質の測定を開始しました。

測定結果は、P. 15 のとおりです。

○水銀排出施設に関する規制

平成 30 年 4 月 1 日の改正大気汚染防止法の施行により、廃棄物焼却炉や石炭燃焼ボイラーなどが水銀排出施設に指定されました。

県内の届出状況は、P. 36 のとおりです。